

令和4年度 柏市年末一斉監視指導の実施結果

柏市健康医療部 保健所生活衛生課

年末における食中毒の発生防止および食品衛生の向上を図るため、「柏市監視指導計画」に基づき、令和4年12月1日から12月28日まで実施した年末一斉監視指導の結果をお知らせします。

1 年末監視指導等実施状況

(1) 監視指導実施件数

【旧食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設の状況（単位：件）】

業種	区分	監視件数
総計		21
飲食店営業		9
菓子（パンを含む。）製造業		2
乳処理業		-
特別牛乳さく取処理業		-
乳製品製造業		-
集乳業		-
魚介類販売業		1
魚介類せり売り営業		-
魚肉ねり製品製造業		-
食品の冷凍又は冷蔵業		-
かん詰又はびん詰食品製造業		-
喫茶店営業		-
あん類製造業		-
アイスクリーム類製造業		-
食肉処理業		2
食肉販売業		3
食肉製品製造業		-
乳酸菌飲料製造業		-
食用油脂製造業		-
マーガリン又はショートニング製造業		-
みそ製造業		-
しょうゆ類製造業		-
ソース類製造業		-
酒類製造業		-
豆腐製造業		-
納豆製造業		-
めん類製造業		1
そうざい製造業		3

添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る）製造業	-
食品の放射線照射業	-
清涼飲料水製造業	-
氷雪製造業	-

【改正食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設の状況（単位：件）】

業種	区分	監視件数
総計		5
飲食店営業		3
調理の機能を有する自動販売機		-
食肉販売業		1
魚介類販売業		-
魚介類競り売り営業		-
集乳業		-
乳処理業		-
特別牛乳搾取処理業		-
食肉処理業		-
食品の放射線照射業		-
菓子製造業		-
アイスクリーム類製造業		-
乳製品製造業		-
清涼飲料水製造業		-
食肉製品製造業		-
水産製品製造業		-
氷雪製造業		-
液卵製造業		-
食用油脂製造業		-
みそ又はしょうゆ製造業		-
酒類製造業		-
豆腐製造業		-
納豆製造業		-
麺類製造業		-
そうざい製造業		1
複合型そうざい製造業		-
冷凍食品製造業		-
複合型冷凍食品製造業		-
漬物製造業		-
密封包装食品製造業		-
食品の小分け業		-
添加物製造業		-

【届出を要する食品営業施設の状況（単位：件）】

業種	区分	監視件数
総計		12
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	2
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	2
	乳類販売業	3
	冰雪販売業	-
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	-
販売業	弁当販売業	-
	野菜果物販売業	-
	米穀類販売業	1
	通信販売・訪問販売による販売業	-
	コンビニエンスストア	-
	百貨店、総合スーパー	-
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	-
	その他の食料・飲料販売業	2
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	-
	農産保存食料品製造・加工業	-
	調味料製造・加工業	1
	糖類製造・加工業	-
	精穀・製粉業	-
	製茶業	-
	海藻製造・加工業	-
	卵選別包装業	-
その他の食料品製造・加工業	-	
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む）	行商	-
	集団給食施設	1
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	-
	露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-
	その他	-

(2) 収去検査等実施件数及び結果

市内に流通する食品10検体について、成分規格、規格基準、使用基準等の検査を実施しました。違反又は指導基準外となった検体はありませんでした。

区分	総数		細菌		理化学		違反又は指導基準外検体数
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
冰雪	2	4	2	4	0	0	0
野菜類果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	8	1400	0	0	8	1400	0

2 食中毒の発生状況

令和4年12月1日から12月28日までの期間において、市内における食中毒の発生はありませんでした。